

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」新旧

新	旧
<p>           国自安第73号            国自貨第77号            国自整第67号            平成21年9月29日            一部改正 平成21年11月20日            一部改正 平成22年12月15日            一部改正 平成24年 4月 6日            一部改正 平成25年 9月17日            一部改正 平成29年 1月13日            一部改正 平成30年 3月30日            一部改正 令和 元年10月31日            一部改正 令和 2年11月18日            一部改正 令和 3年 5月28日  <u>一部改正 令和 5年 9月29日</u> </p> <p>           各地方運輸局長 殿            沖縄総合事務局長 殿         </p> <p>自動車交通局長</p> <p>貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>(略)</p> <p>1 通則</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 法第16条若しくは第24条の3又は貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。)第10条第5項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設</p>	<p>           国自安第73号            国自貨第77号            国自整第67号            平成21年9月29日            一部改正 平成21年11月20日            一部改正 平成22年12月15日            一部改正 平成24年 4月 6日            一部改正 平成25年 9月17日            一部改正 平成29年 1月13日            一部改正 平成30年 3月30日            一部改正 令和 元年10月31日            一部改正 令和 2年11月18日            一部改正 令和 3年 5月28日         </p> <p>           各地方運輸局長 殿            沖縄総合事務局長 殿         </p> <p>自動車交通局長</p> <p>貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>(略)</p> <p>1 通則</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 法第16条若しくは第24条の3又は貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。)第10条第4項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設</p>

していないときは、(4)①から③までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

(8)・(9) (略)

### 3 違反点数制度

(1)～(3) (略)

(4) (略)

①・② (略)

③ 当該行政処分を行った日から2年間、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第3号に規定する事故(事業者の運転者又は特定自動車運行保安員(以下「運転者等」という。)が第一当事者と推定されるものに限る。)を引き起こしていないこと。

④ (略)

(5)～(7) (略)

### 5 事業停止処分

(1) (略)

① (略)

② 法第17条第4項に基づく安全規則第7条第1項から第3項までの規定に違反して、全運転者等に対して点呼を全く実施していない場合

③ 法第17条第1項2号に基づく安全規則第3条の3の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。)第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

④ 法第17条第1項2号に基づく安全規則第3条の3の規定に違反して、車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在(選任なし)の場合

⑤～⑧ (略)

(2)～(13) (略)

附 則 (略)

附 則 (令和5年9月29日 国自安第73号、国自貨第72号、国自整第118号)

1. この通達は、令和5年10月1日から施行する。

2. 令和5年9月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものし、令和5年4月1日以降に確認した違反行為にあつては、改正後の安全規則の規定に読み替えて行政処分等を行うものとする。

していないときは、(4)①から③までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

(8)・(9) (略)

### 3 違反点数制度

(1)～(3) (略)

(4) (略)

①・② (略)

③ 当該行政処分を行った日から2年間、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第3号に規定する事故(事業者の運転者が第一当事者と推定されるものに限る。)を引き起こしていないこと。

④ (略)

(5)～(7) (略)

### 5 事業停止処分

(1) (略)

① (略)

② 法第17条第4項に基づく安全規則第7条第1項から第3項までの規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合

③ 法第17条第1項2号に基づく安全規則第3条の2の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。)第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

④ 法第17条第1項2号に基づく安全規則第3条の2の規定に違反して、車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在(選任なし)の場合

⑤～⑧ (略)

(2)～(13) (略)

附 則 (略)

(新設)